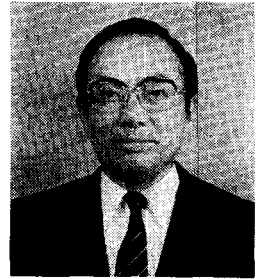


会計検査とシステム分析

会計検査院 院長 辻 敬一



昨年12月11日に61年度の会計検査報告を私から竹下総理大臣にお渡しした。この報告の中では、国民の関心が深い住宅・土地、年金・医療、あるいは公共工事などについて幅広く問題を取り上げており、その指摘した件数、金額は全体で156件、約214億円に上っている。会計検査は、107年の伝統に支えられているが、また一面で社会経済情勢の変化に適切に対処する必要があることはもちろんであり、最近の会計検査には新しい動向があらわれている。

第1は経済性・効率性ないし有効性の観点からの検査の重視である。会計経理が予算や法令などに従って正しく行なわれているかという合規性の観点からの検査は、いわば会計検査の原点である。しかしそれだけでは十分でない。同じ費用をかけるならもっと大きな効果が得られなかったか、同じ効果をあげるならもっと少ない費用でできなかったかという input と output の関係からの見方が必要である。これが経済性・効率性の観点からの検査である。こんどの報告でも、たとえば外国製機械の購入に当って、円高差益を考慮しなかったため不経済になった事例や、道路や橋などの工事について、新しい工法、大型機械、新しい材料が導入されているのに、それを設計や積算に反映していなかったため、工事費が割高になった事例などを掲げている。また目的を達成しているかどうかという有効性の観点からの検査も重要である。かつて公営住宅が立派にできたのに肝心の入居者が少なく空家になっている例を取り上げたことがある。今回も水田を宅地化して良好な団地を造る事業が目的を達成していない問題を指

摘している。これらはいずれも有効性の観点からの検査例である。公共部門の経理では民間と比べて、節約意識に乏しいように思われる。また、とかく仕事がやりっ放しで、あとのチェックがなおざりにされる傾向がある。この点は官庁経理の通弊であり、また日本の行財政の実施面の本質的な問題であるといえよう。そこで会計検査は近年経済性・効率性および有効性の観点からの検査に力を入れており、今回の報告でもこの見地に立つ検査は、件数では全体の2割程度であるが、金額では6割近くを占めている。

第2はマクロ検査の展開である。会計検査は個々の調査官が現場で工事や帳簿を調べて、不良工事や不当経理を発見するのが基本動作である。それが重要であることには変りはない。しかしこうしたボトム・アップ型、マイクロ型の検査と並んで、最近ではトップ・ダウン型、マクロ型の検査も広く行なわれている。検査の指摘には個々の不当事項のほか、一般的、傾向的な不当を指摘する院法第34条の処置要求など、制度や行政に問題があると指摘する院法第36条の意見表示などがある。また34条、36条の検討中に相手方が是正したケースが処置済事項である。これらの多くはここにいうマクロ検査である。この3つのタイプの指摘を合せると、今回の報告では、件数では27件であるが、金額では約175億円で、全体の8割以上に達している。

たとえば負担能力があるのに国民年金の保険料の免除を受けて納付していないものを34条で、扶

養能力があるのに身内で生活保護を受けている人に仕送りをしていないものを36条で指摘しており、公庫住宅や公団住宅が無断で他人に譲渡、賃貸されたり、事務所として使用されたりしているものを処置済事項として掲げている。これらは一般的、制度的な問題であるから金額も大きくなるものである。

第3はソフト検査の充実である。会計検査は従来工事検査を重視し、これに相当のウエイトを置いてきた。このように工事の検査を広く行なっている会計検査機関は国際的にみても例が少ない。一方、こうしたハードの検査に対していわばソフトの検査、特に社会保障の検査はこれまで比較的手薄であったといえる。人口の高齢化が進むに伴って、年金や医療の問題が重要となり、その経費は今後ますます増加することが予想される。そこで3年前から厚生検査の体制を整備して年金を中心に検査の充実を図ってきた。今回の報告でも先に述べたように国民年金の保険料免除などについての指摘を行なっている。ついで厚生省から専門家を技術参事官として招き、昨年はじめて医療の検査に取り組んだのであり、その結果老人ホーム入所者に関する医療費の不適切を指摘している。

このように経済性・効率性および有効性の検査、マクロ検査、ソフト検査を重視するようになると、みずから新しい検査方法の開発が必要となる。従来の経験と勘に裏づけられた独特の検査技法はもとより尊重しなければならないが、それだけでは新しい事態に対処できない。たとえば年金や保険などソフト面の検査を行なうようになると、コンピュータを利用した検査が有効である。コンピュータ検査は3年ほど前からこうした大量定型的な検査に応用され成果をあげている。今回も労災年金と厚生年金の併給調整の問題にコンピュータを活用した。これは業務上の災害の場合には労災年金と厚生年金の双方が支給され、併給調

整が行なわれることになっているのに、労災と厚生年金のデータをコンピュータでマッチングさせると、併給調整洩れがあることを発見したものである。さらに重要なのは科学的分析手法の導入である。61年から、行政学、財政学、計量経済学などの分野の10人の学者をメンバーとする「会計検査問題研究会」が発足し、このような新しい検査手法の問題を検討しており、すでに総論の段階を終り、昨年各論の討議に入っている。たとえば費用対効果分析としては道路整備や農用地開発の事例を検討した。事業実施官庁において、事業の採択に当り、道路整備では走行便益や時間便益を、農用地開発についても作物生産効果、営農経費や維持管理費の節減効果を計算している。ただ事後の評価は十分に行なわれていないようである。そこで研究会の討議を参考にしながら、この分析手法を実地の検査に応用することとし、差し当り実績の計数的なチェックを行ない、計画と対比して問題点を探ることを考えている。またプログラム評価の手法についても、今後研究会で職業訓練などの事例を検討する予定である。合規性の検査の場合は法令、予算、補助金の交付基準、工事の設計、積算など評価の物差しがはっきりしている。したがってこれに照らして不適切か否かを判断することができる。しかし経済性・効率性および有効性の検査になると、明確な物差しがない場合があり、検査の側で評価の基準をつくる必要が生じてくる。そのためにシステム分析の手法が期待されるわけである。

財政再建、行政改革が重要な政策課題となって以来、税金の使い途に対する国民の関心は一層高まったように思われる。それだけ会計検査も注目されるのであるから、会計検査としては、こうした国民の期待にこたえるため、科学的分析手法も取り入れてさらに充実を図るよう努力していかなければならないと考えている。